住所　大阪市東住吉区住道矢田１丁目９番36号
　林禎旭　平成26年７月19日生
住所　岐阜県大垣市南若森４丁目48番地７
　アントニオ・ヒロシ・オオカワ・フェルナンデス　昭和54年３月29日生
住所　静岡県袋井市高尾2620番地20
　郝広民　昭和54年７月10日生
住所　東京都稲城市大丸526番地
　蔡秀樹　平成９年８月８日生
住所　岐阜市北一色５丁目１番12―304号
　具修一　昭和43年９月30日生
住所　岐阜県羽島郡岐南町石原瀬１丁目19番地１
　具恵子　昭和45年３月21日生
住所　岐阜市日野南３丁目６番１号
　具光男　昭和49年８月21日生
住所　埼玉県川口市芝塚原１丁目２番15号
　姜天佑　平成23年10月25日生
　姜惠美　平成26年12月８日生
住所　静岡県藤枝市岡部町岡部1570番地111
　マウロ・カワムラ　昭和36年７月28日生
　エリザベッテ・ミツエ・トミタ　昭和46年５月24日生
　ジョナス・ススム・トミタ・カワムラ　平成７年９月７日生
　ヴィトル・ジョウジ・トミタ・カワムラ　平成９年12月12日生
　アンドレ・ヒサシ・カワムラ　平成22年10月４日生
住所　神戸市垂水区城が山１丁目14番23―４号
　ブイ・キム・トア　昭和63年９月23日生
住所　名古屋市中川区好本町３丁目27番地
　フェルナンド・ヤスオ・ナカノ　平成元年11月１日生
住所　大阪府寝屋川市高宮栄町26番13号
　朴彩子　昭和51年９月14日生
　韓世奈　平成17年４月24日生
　韓由奈　平成19年５月８日生
　韓利奈　平成21年８月24日生
住所　三重県桑名市大字下深谷部3637番地３
　鄭鶴秀　昭和44年７月18日生
住所　東京都葛飾区白鳥１丁目１番２号
　陳菁　平成元年２月26日生
住所　群馬県みどり市笠懸町阿左美1817番地６
　ダニエル・ミヨシ・チネン　昭和59年12月14日生
住所　愛知県安城市横山町浜畔上113番地
　彭越広　昭和54年11月20日生
　彭恩　平成16年２月18日生
　彭翼人　平成21年３月10日生
住所　愛知県豊橋市富士見台６丁目５番地７
　モリオ・タチザワ　昭和17年10月６日生
　ハレナ・ユリカ・タチザワ　昭和28年４月10日生
住所　川崎市中原区木月大町１番21―310号
　袁蓓　昭和50年３月29日生
住所　埼玉県蕨市塚越５丁目27番７号
　羨民　昭和57年８月23日生
住所　大阪府東大阪市足代北２丁目１番13―1502号
　費斐　昭和59年２月15日生
住所　埼玉県川越市岸町２丁目39番地５
　アンドレア・ヒノヤ・ヤマノウチ　昭和45年６月30日生
　マズ・ヒノヤ・ヤマノウチ　平成７年７月18日生
住所　茨城県つくば市松代５丁目７番地32
　ジョン・ウォルター・フラナガン　昭和39年２月６日生
住所　兵庫県明石市野々上２丁目５番地10
　鄭尚基　昭和62年８月29日生
住所　兵庫県西宮市段上町３丁目８番22号
　金光志　昭和55年４月21日生
　金久美　昭和53年９月１日生
　金亜美　平成26年８月14日生
住所　神奈川県厚木市山際428番地11
　ドワンタワン・ニラパイ　昭和35年６月29日生
　ドワンタワン・ケオタ　昭和37年12月２日生
　ドワンタワン・ケンタロウ　昭和61年５月26日生
住所　横浜市泉区白百合３丁目14番22号
　サンドラ・ゴセ・ヤマダ　昭和40年10月３日生
住所　三重県鈴鹿市岡田３丁目17番１号
　王雪迪　平成２年９月８日生
住所　名古屋市緑区左京山2303番地
　ウィリー・シマウチ・ベジョタ　平成４年12月５日生
住所　名古屋市南区神松町３丁目２番地
　クラウディア・シマウチ・ベジョタ　平成７年６月17日生
住所　神戸市東灘区御影山手３丁目１番９―300号
　呉良子　昭和22年12月26日生
住所　東京都西東京市南町３丁目９番22―306号
　朴奈緒　昭和48年５月１日生
住所　東京都板橋区中台１丁目36番５号
　崔勝華　昭和57年１月14日生

○外務省告示第四百五十三号

平成二十七年五月二十五日にバグダッドで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がイラク共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十八年十一月二十九日に効力を生じた。

平成二十八年十一月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本官は、イラク共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とイラク共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五百三十七億七千百万円（五三、七七一、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、電力セクター復興計画（フェーズ2）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従つて、イラク共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、イラク共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によつて規律される。

(a)　償還期間は、六年の据置期間の後十四年とする。

(b)　利子率は、年〇・九五パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(e)　(d)に規定する支出期間が延長されないこと及び前記の支出期間内に支出が完了することを条件として、1に規定する借款の額の〇・二パーセントの率で、前払の手数料が課されることになる。(d)に規定する借款の額の〇・一パーセントに相当する額が払い戻されることになる。

(2)　(1)に規定する借款契約は、JICAが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3(1)(3)　(1)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

(d)に規定する借款は、イラクの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国においてそれらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)(2)　借款の一部は、計画の実施のための適格国の現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　イラク共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がJICAの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従つて調達されることを確保する。

5　イラク共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してイラク共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためイラク共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。